

職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓に関する規程（昭和26年岩手県訓令乙第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 本庁勤務職員（部長、局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。）</p> <table border="1"><tr><td>職務の級 3級以上の者</td><td>所属の部長又は局長</td></tr><tr><td>職務の級 2級以下の者</td><td>[略]</td></tr></table> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	職務の級 3級以上の者	所属の部長又は局長	職務の級 2級以下の者	[略]	<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 本庁勤務職員（<u>秘書広報室長</u>、部長、局長、<u>副部長</u>、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。）</p> <table border="1"><tr><td>職務の級 3級以上の者</td><td><u>秘書広報室長</u>又は所属の部長若しくは局長</td></tr><tr><td>職務の級 2級以下の者</td><td>[略]</td></tr></table> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	職務の級 3級以上の者	<u>秘書広報室長</u> 又は所属の部長若しくは局長	職務の級 2級以下の者	[略]
職務の級 3級以上の者	所属の部長又は局長								
職務の級 2級以下の者	[略]								
職務の級 3級以上の者	<u>秘書広報室長</u> 又は所属の部長若しくは局長								
職務の級 2級以下の者	[略]								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。